

2024年度所定疾患施設療養費Ⅱ算定状況

【算定要件】

- ・肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない
- ・所定疾患施設療養費Ⅱの対象となる入所者の状態は次のとおり
○肺炎 ○尿路感染症 ○带状疱疹 ○蜂窩織炎
- ・肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる
- ・算定する場合にあつては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておく
- ・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する
- ・当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講している

2024年4月1日～2025年3月31日

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺炎	件数	0	1	3	0	2	1	0	0	1	0	0	0	8
	日数	0	8	22	0	13	1	0	0	7	0	0	0	51
尿路感染症	件数	4	3	3	4	2	2	4	2	1	3	2	2	32
	日数	27	19	16	23	16	13	26	4	5	22	10	7	188
带状疱疹	件数	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	6
	日数	0	0	8	8	3	4	0	0	0	0	0	0	23
蜂窩織炎	件数	0	1	0	2	0	0	1	1	1	0	1	0	7
	日数	0	8	0	16	0	0	8	7	7	0	7	0	53

船橋ケアセンター